を含有するもの（正味重量が一キログラム以下の包装にしたものを除く。）

に改める。

附属書第三八・一二項中	三八一二・三〇
ゴム用又はプラスチック用の調製した老化防止剤	
その他の複合した安定剤	三八一二・三一
ゴム用又はプラスチック用の調製した老化防止剤	
二・二・四―トリメチル―一・二―ジヒドロリゴマーの混合物	三八一二・三九
その他のもの	

を

三八一二・三一	
三八一二・三九	

に改める。

附属書第三八・二四項中「オキシラン（エチレンオキシド）、ポリ臭化ビフェニル（ＰＢＢ）、ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）、ポリ塩化テルフェニル（ＰＣＴ）又はトリス（二・三―ジブロモプロピル）ホスフェートを含有する混合物及び調製品」を「この類の号注3の物品」に改め、同附属書第三八二四・九〇号を削り、同附属書第三八二四・八三号の次に次のように加える。

三八二四・八四	アルドリン（ＩＳＯ）、カンフェクロル（ＩＳＯ）（トキサフェン）、クロルデン（ＩＳＯ）、クロルデコン（ＩＳＯ）、ＤＤＴ（ＩＳＯ）（クロフェノタン（ＩＮＮ）、一・一―トリクロロ―二・二―ビス（パラ―クロロフェニル）エタン）、ディルドリン（ＩＳＯ、ＩＮＮ）、エンドスルファン（ＩＳＯ）、エンドリン（ＩＳＯ）、ヘプタクロル（ＩＳＯ）又はマイレックス（ＩＳＯ）を含有するもの
三八二四・八五	一・二・三・四・五・六―ヘキサクロロシクロヘキサン（ＨＣＨ（ＩＳＯ）（リンデン（ＩＳＯ、ＩＮＮ）を含む。）を含有するもの
三八二四・八六	ペンタクロロベンゼン（ＩＳＯ）又はヘキサクロロベンゼン（ＩＳＯ）を含有するもの
三八二四・八七	ペルフルオロオクタンスルホン酸若しくはその塩、ペルフルオロオクタンスルホンアミド又はペルフルオロオクタンスルホニルフルオリドを含有するもの
三八二四・八八	テトラブロモジフェニルエーテル、ペンタブロモジフェニルエーテル、ヘキサブロモジフェニルエーテル、ヘプタブロモジフェニルエーテル又はオクタブロモジフェニルエーテルを含有するもの
	その他のもの
三八二四・九一	主として（五―エチル―二―メチル―二―オキシド―一・三・二―ジオキサホスフィナン―五―イル）メチルメチルホスホネート及び（五―エチル―二―メチル―二―オキシド―一・三・二―ジオキサホスフィナン―五―イル）メチル］メチルホスホネートから成る混合物及び調製品
三八二四・九九	その他のもの

附属書第三九類の注2(z)中「並びにシャープペンシル」を「、シャープペンシル並びに一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品」に改める。

附属書第三九類の号注1(a)2中「第三九〇一・三〇号」の下に「、第三九〇一・四〇号」を加え、「第三九〇三・二〇号又は」を「第三九〇三・三〇号又は」に改める。

附属書第三九〇一・三〇号の次に次のように加える。

三九〇一・四〇	比重が〇・九四未満のエチレン―アルファ―オレフィン共重合体

附属書第三九・〇七項中

「	三九〇七・六〇
ポリ（エチレンテレフタレート）	
粘度数が一グラムにつき七八ミリリットル以上のもの	三九〇七・六一
その他のもの	三九〇七・六九

」を

「	三九〇七・六一
粘度数が一グラムにつき七八ミリリットル以上のもの	
その他のもの	三九〇七・六九

」に改める。

附属書第三九・〇九項中

「	三九〇九・三〇
その他のアミノ樹脂	
その他のもの	三九〇九・三一
ポリ（メチレンフェニルイソシアナート）（粗ＭＤＩ）	
その他のもの	三九〇九・三九

」を

「	三九〇九・三一
ポリ（メチレンフェニルイソシアナート）（粗ＭＤＩ）	
その他のもの	三九〇九・三九

」に改める。

附属書第四〇・一一項中

「	四〇一一・六一
農業用又は林業用の車両及び機械に使用する種類のもの	
建設用又は産業用の車両及び機械に使用する種類のものでリム径が六一センチメートル以下のもの	四〇一一・六二
建設用又は産業用の車両及び機械に使用する種類のものでリム径が六一センチメートルを超えるもの	四〇一一・六三
その他のもの	四〇一一・六九
その他のもの	
農業用又は林業用の車両及び機械に使用する種類のもの	四〇一一・九二
建設用又は産業用の車両及び機械に使用する種類のものでリム径が六一センチメートル以下のもの	四〇一一・九三
建設用又は産業用の車両及び機械に使用する種類のものでリム径が六一センチメートルを超えるもの	四〇一一・九四
その他のもの	四〇一一・九九

」を

「	四〇一一・七〇
農業用又は林業用の車両及び機械に使用する種類のもの	
建設用又は産業用の車両及び機械に使用する種類のものでリム径が六一センチメートル以下のもの	四〇一一・八〇
建設用又は産業用の車両及び機械に使用する種類のものでリム径が六一センチメートルを超えるもの	四〇一一・九〇
その他のもの	

」に改める。